

▲節儉は勢力の根據地なり

### 福德會規約

(大正十二年八月十四日日本縣知事) 可曾集議案附議會管理認可

一、福徳會員は當會社従業員に限ります

二、會員は各自の幸福増進の爲めに三年を一期として積立金をするのです

三、積立金は最初申込書に書いて出した金額を其一期間毎月積めるのです

申込額は壹口金壹圓 夫以上は幾口にても隨意です

四、積立金は便宜上會計日に給料から差引きます

給料月二回抽の方の分は月末の會計日に給料から差引きます

五、積立金の利子は入金金の翌月より毎半年計算して元金に繰入れ其歩合は年六

朱とします

六、三年完了の際獎勵金として壹口に付金六拾圓を附加します

抽戻を希望される方へは此際元利取揃へて御渡します

七、三年完了の後又は更に申込により同様の積立を繰り返します

八、前期積立金の元利を其儘擔當き引續き次期の積立に加入したるものには其前期の積

立金に對して附する年八朱の利子の外に獎勵利子年貳朱を附加します

九、積立金は滿期拂戻の外中途拂戻は左記の場合に限ります

但し半年来滿の拂戻には利子を附けません

(イ) 退社又は死亡

(ロ) 病氣又は復讐醫師の診断書が入ります

(ハ) 壹ヶ月以上に亘りて障者するとき

(ニ) 婚姻又は葬儀を行ふ費用に充つるとき

(ホ) 地方長官の指示に係る場合

(ヘ) 其他止むを得ない場合

十、積立金は中途で申込金額を變更したり勝手に中止することは出来ません

十一、福徳會の世語は庶務と會計の係員で致します重要なことは直接支配人に相談して定

めします

十二、積立金の受取の印に庶務主任又は出納主任が給料書に認印を押します

以上

大正拾壹年八月

### 日本樂器製造株式會社

▲貯蓄は處世の防波堤なり

▶花月樂の樂もりよみし樂もりが質となる白銀

意愼腦髓を養ひし遠に魔惡の家の椽をたらしむ